

安全保障上重要な土地の外国資本による売買に関して、政府が指定した区域においては土地購入者の国籍等を事前に届け出ることを義務づける法整備において、厚木基地周辺の土地をその対象とすることを求める意見書

政府は、防衛施設のうち指揮権を持つ中枢施設周辺と国境離島の一部を安全保障上、特に懸念が大きい区域として指定し、売買する際には購入者の国籍などを事前に届け出ることを義務づけ、最新の状況を常時把握できるよう法整備をすることを検討している。

本市に所在する厚木基地は、海上自衛隊と米海軍が共同で使用している施設であり、我が国の安全保障並びに首都防衛上極めて重要な航空基地である。

本市は戦後急速に都市化が進み、現在約24万人の住民が暮らしており、外国人の住民の数も大変多い。本市は様々な国籍を持つ方々の多様性を大切にしているが、一方で我が国の安全保障、住民生活の安心も確保していかなければならない。近年、国防上重要な施設の周辺の土地を外国資本が計画的に買収しているといった実態が問題視されているが、過度な私権の制限にならないよう留意しつつ、一定の法的な規制はやむを得ないものと感じている。

以上の理由から、国に対して今後の法整備の折には、本市厚木基地周辺の土地も届出義務を要する区域に指定いただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年12月21日

大和市議会